

XI. 関連予算

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額

8.2兆円については、

まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3.1兆円を向け、
残額を満年度時の

- ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
- ・「後代への負担のつけ回しの軽減」

の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

29年度消費税増収分の内訳

《増収額計：8.2兆円》

基礎年金国庫負担割合 2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.37兆円

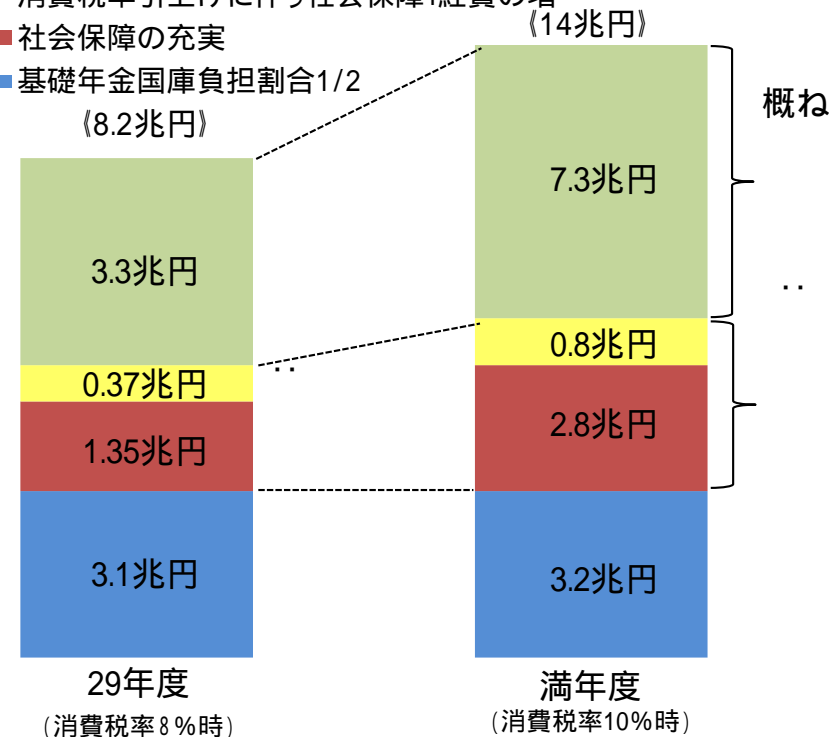
後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.3兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合1/2



（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（注2）上記の社会保障の充実に係る消費税増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（0.49兆円）を活用し、社会保障の充実（1.84兆円）の財源を確保。

（注3）満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成29年度 予算 <small>(注1)</small>			(参考) 平成28年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985	3,541	5,593	
	社会的養護の充実	416	208	208	345	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	67	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422
	医療・介護サービスの提供体制改革	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高)	1,100 (1,700)	1,100	0	580 (600)
		・ 上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832	1,664
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210
70歳未満の高額療養費制度の改正		248	217	31	248	
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218	
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	-	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32	
合 計		18,388	10,511	7,877	15,295	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の実施

平成29年度所要額(公費) 6,526億円

子ども・子育て支援新制度の推進により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

(は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

<量的拡充>

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

<質の向上>

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

【参考：待機児童解消加速化プラン】

・平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分→50万人分)。

・各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。



消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。

事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

社会的養護の充実

平成29年度所要額(公費) 416億円

児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の向上を図る。

児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（所要額）

「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成29年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育所、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与 の改善(+3%)(注) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実(2日分) 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養護の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(+3%)(注)など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

(注) 上記の0.7兆円メニューのほか、平成29年度より0.3兆円メニューとして、私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与等の改善(+2%)、放課後児童支援員の処遇改善を実施。

子どものための教育・保育給付費補助金

29年度予算：4,875,702千円（7,200,120千円）

（事業内容）

「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対して補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

認可化移行運営費支援事業

[事業概要] 認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

[補助率] 国 1 / 2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

[実施主体] 市区町村

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

[事業概要] 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業。

[補助率] 国 1 / 2（都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2）

[実施主体] 市区町村

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み**(40万人分 50万人分)**。

各自治体の取組により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し)

平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成29年度末) 50万人分確保時の利用率

(平成26年4月) (平成28年4月)

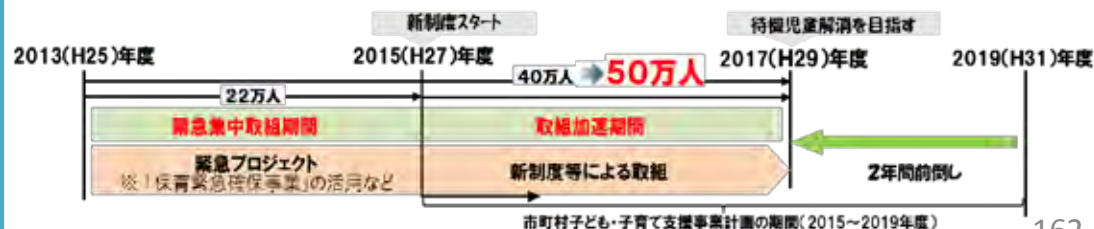
1、2歳児 : **35.1%** **41.1%** **48.0%**

< 【参考】女性の就業率 : 70.8%(2014年) 77%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

< 待機児童解消加速化プランの全体像 >



保育園等整備交付金

(平成28年度予算)

534.2億円

(平成29年度予算)

564.0億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

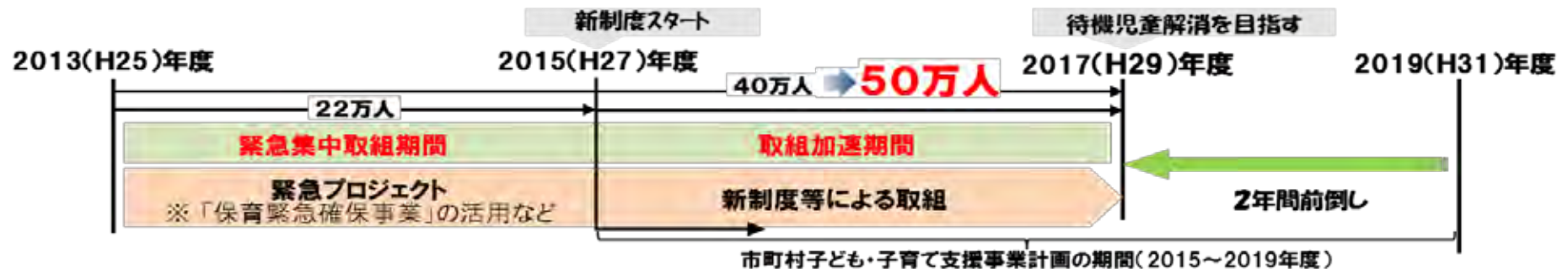
・ 保育園緊急整備事業	449.5億円	494.8億円
・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)	41.1億円	30.9億円
・ 小規模保育整備事業	43.6億円	30.5億円
・ 保育園防音壁設置事業		7.8億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(公立施設を除く)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円

平成29年度予算:394.8億円

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

保育士確保対策 177億円(194億円)

- 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- 保育士資格取得支援事業
- 保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- 保育体制強化事業
- 保育士試験による資格取得支援事業
- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- 保育士試験追加実施支援事業
- 保育補助者雇上強化事業
- 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- 保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- 保育人材就職支援事業【新規】

小規模保育等の改修等 122億円(174億円)

- 保育園等改修費等支援事業
- 保育園設置促進事業
- 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

その他事業 96億円(22億円)

- 民有地マッチング事業【拡充】
- 認可化移行調査費等支援事業
- 認可化移行移転費等支援事業
- 広域的保育園等利用事業
- 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- 保育環境改善等事業
- 家庭支援推進保育事業
- サテライト型小規模保育事業【新規】
- 保育利用支援事業(入園予約制)【新規】
- 医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- 保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

認定こども園施設整備交付金

平成29年度予算額 3,003百万円

〔平成28年度予算額 3,003百万円〕

〔平成28年度2次補正予算額 8,564百万円〕

認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助(新增改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分(いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助対象。

幼稚園耐震化整備

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築等)

- ・私立幼稚園の耐震化経費

補助率：国1/2、事業者1/2

既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備

補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助予定。

教育支援体制整備事業費交付金

平成29年度予算額 1,145百万円
(平成28年度予算 2,133百万円)

幼児教育のための質の向上のための緊急環境整備

- <趣旨> 施設における遊具・運動用具・保健衛生用品等の整備費用を支援する。 交付基準額の上限は、2,000千円。
- <補助率> 認定こども園の場合:国1/2、事業者1/2 その他の幼稚園 :国1/3、事業者2/3
- <対象> 幼保連携型こども園、幼稚園型こども園、幼稚園

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- <趣旨> 教育の質の向上を目的とし、認定こども園等の教職員等を対象とした研修を支援する。
交付基準額は、研修参加教職員等1人当たり 6,250円
- <補助率> 国1/2、事業者1/2 事業者:都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者
- <研修の対象者> 認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- <趣旨> 保育教諭のため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援する。
交付基準額は、養成施設受講料等:100千円上限、代替幼稚園教諭雇上費:1日当たり6,240円
- <補助率> 国1/2、都道府県・政令都市・中核市1/2
- <対象経費> 養成施設受講料等…大学等に対して支払う受講料等(受講に際し、必須でない経費は含まない。)
代替幼稚園教諭雇上費…代替幼稚園教諭の雇上に係る経費

認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- <趣旨> 私立幼稚園が認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援。
- <補助率> 国1/2、事業者1/2
- <対象経費> 賃金等(申請書類等の作成を行う臨時職員の賃金等)

園務改善のためのICT化支援(詳細は調整中)

- <趣旨> 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅軽減を図る
- <補助率> 国3/4、事業者1/4
- <対象> 幼稚園型認定こども園、幼稚園

認定こども園等への財政支援（平成29年度予算）

厚生労働省事業

保育園等整備交付金

564億円

認定こども園整備事業

幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育園緊急整備事業

保育園（幼保連携型認定こども園の保育園部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金

395億円

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。
等

職員の資質向上・人材確保等研修事業

30億円

保育の質の向上のための研修支援

保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。
等

文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金

30億円

認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。
（新增改築、大規模改修等）

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築）

- ・私立幼稚園の耐震化経費
既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助予定。

教育支援体制整備事業費交付金

11億円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。
都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

認定こども園等の円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

園務改善のためのICT化支援

認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

[趣旨]

待機児童解消加速化プランについては、今後、女性の就業がさらに進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人から50万人に拡大
 この保育の受け皿拡大をさらに加速させるため、平成29年度に予定している3.9万人分の保育の受け皿拡大のうち、2万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正

保育所緊急整備事業

保育園等(分園含む)の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援
 待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 2/3)

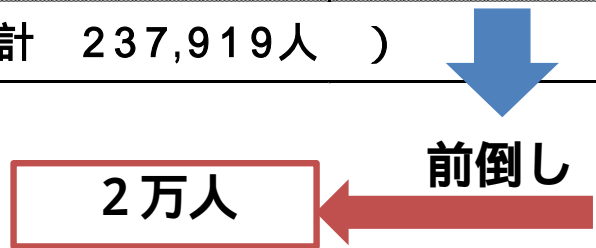
小規模保育整備事業

小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援
 待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 2/3)

防犯対策強化事業(事項要求)

保育園等におけるフェンス等外構等の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等にかかる費用の一部支援(1/2)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			



保育人材の確保のための貸付事業を拡充

潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増するとともに、勤務環境改善のための保育補助者の雇上支援を拡充するほか、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料金の貸付を新たに創設

拡充

潜在保育士の再就職支援の促進(潜在保育士に対する再就職準備金の拡充)

【所要額】29.2億円

潜在保育士が再就職する場合の**就職準備金の貸付額を倍増**

20万円(平成27年度補正予算) 40万円

再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

貸付額(上限) 就職準備金 **40万円**

拡充

保育補助者雇上支援

【所要額】50.6億円

保育補助者(フルタイム)1名配置(平成27年度補正予算)

+ 保育補助者(短時間勤務)1名追加配置

施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置できるよう、雇上費の貸付を拡充

保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

【保育補助者雇上費貸付】(平成27年度補正予算)

貸付額(上限) 295.3万円(年額)
(貸付期間:最長3年間)

+

【保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付】(**拡充**)

貸付額(上限) 221.5万円(年額)
(貸付期間:最長3年間)

新規

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

【所要額】32.2億円

保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援

2年間の勤務により返還を免除

貸付額(上限) 事業利用料金の半額
(貸付期間:2年間)

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 国 9 / 10 都道府県・指定都市 1 / 10

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

平成29年度予算 1,309億円(797億円)

【事業概要】

平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

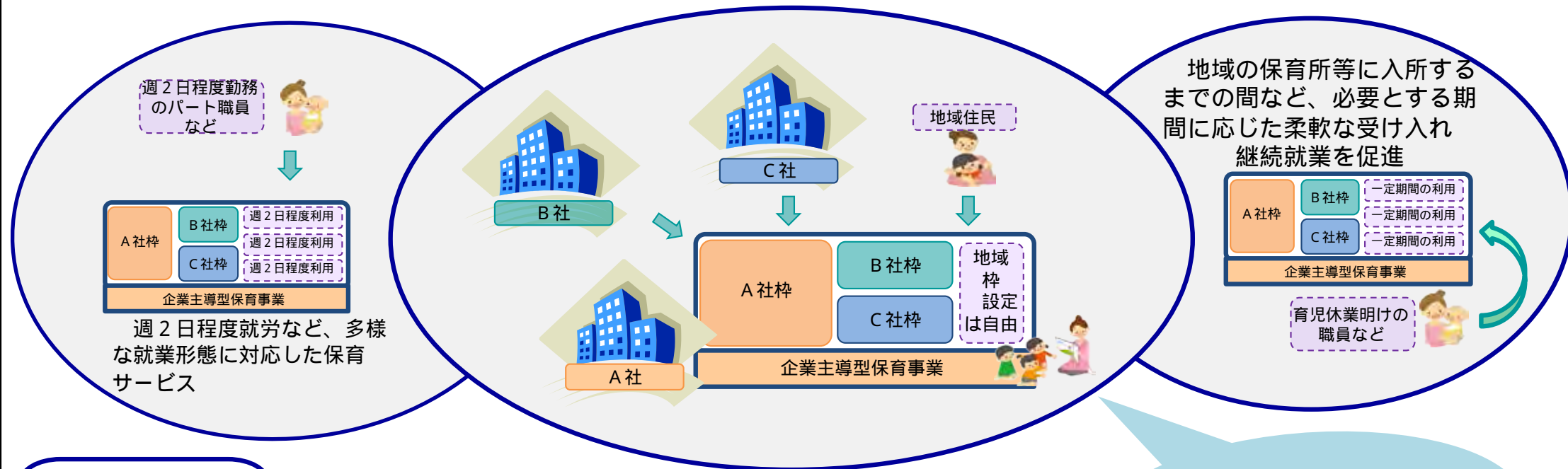
事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みにより、約5万人分の保育の受け皿の整備を進めていく。

【平成29年度予算における主な充実内容】

認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

保育補助者雇上強化に関する補助の実施

防犯・安全対策強化に関する補助の実施



本事業の特徴

設置に市区町村の関与なし
 利用も直接契約
 地域枠設定も自由
 複数企業の共同利用も自由

多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
 整備費・運営費を補助

多様な就労形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

(参考) 平成28年度企業主導型保育事業の実施状況

説明会の実施状況

- ・内閣府及び児童育成協会において、説明会の開催(中央合同庁舎、灘尾ホール)
- ・経済団体等又は地方自治体と連携し、説明会の開催(経団連、大阪、愛知、沖縄、埼玉、長崎、福岡)
- ・経済産業局と連携し、全国ブロックで説明会の開催(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)
- ・各業界団体等に向けて、説明会の開催(関係省庁・団体(大学、鉄道会社、地域金融機関 等))

助成決定状況(平成29年3月30日時点)

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
助成決定件数	871	39	53	238	145	158	55	38	145
利用定員数	20,284	1,021	1,301	5,343	3,255	3,386	1,405	1,059	3,514

地域枠の設定状況

助成決定施設のうち、**74.9%**が地域枠を設定

設置パターン

会社内に設置するだけでなく、様々なパターンがある。

【住宅地型・駅近接型】：自企業の事業所内ではなく、利用する従業員や地域の子供の利便性を考慮し、住宅地の中や駅近接地などに設置するもの

【学校内設置型】：学校等が当該施設に勤務する職員が利用するために設置するもの

【大型施設型】：百貨店、ショッピングセンター等の大型施設内に設置し、施設に入っている各テナントと共同で利用するもの

【平成29年度予算における主な充実内容】

「認可保育所等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)における記載内容「2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員に関する4万円程度の追加的な処遇改善」を踏まえた認可保育所の取り扱いを踏まえ、保育士等の処遇改善を実施する。

保育補助者雇上強化に関する補助の実施

保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げにより、保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善を実施(例えば、保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施等を実施)した場合に、保育補助者の雇上に係る経費を助成する。

【1か所当たり、2,215千円/年を予定】

防犯・安全対策強化に関する補助の実施

保育施設における事故防止や事故後の検証等のためのカメラやベビーセンサーの設置費用を補助する。

【1か所あたり、上限10万円を予定】